

1	審議会名	第6回 塩田地域協議会
2	日時	平成24年10月25日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
3	会場	上田市塩田公民館小ホール
4	出席者	南雲委員、若林委員、片桐委員、窪田富委員、窪田八委員、黒澤委員、神津委員、小松委員、塩沢委員、関田委員、竹内委員、西川委員、増澤委員、山寺委員、吉田委員 合計15名
5	市側出席者	海瀬 塩田地域自治センター長、志摩 センター長補佐
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	1人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成24年10月26日

協議事項等

- ・開 会 (若林副会長)
- ・あいさつ (南雲会長)
- ・協議事項

(1) 「塩田地域協議会だより」原稿について 各専門委員会(部会)

【主な協議の内容】

- (増澤委員)各部会ごとに提出いただいた原稿により編集したものが、本日の資料となっている。これについては、昨日、広報担当委員による第1回の校正を行なった。
- (校正内容を口頭で説明)各部会の記事について御確認いただきたい。
- (委員)言い回しは統一した方がよいのではないか。
- (委員)テーマ等の表記も統一した方がよいとおもう。
- (委員)写真に説明書きをつけてほしい。
- (委員)これからのスケジュールはどうか。
- (増澤委員)これからのスケジュールは、本日の協議会終了後の各部会において校正をお願いし、印刷業者の第1稿が入る11月2日に、広報担当による最終校正を行う予定。

(2) 地域経営会議の設置について

【主な協議の内容】

- (事務局)市が推進する地域経営会議の設置について、塩田地域にとってどのような組織としたらよいかを議論するため、素案を作成してみた。(資料)
組織構成と目的を明らかにするための別紙規約案をベースに、構成団体等について議論してみてもどうか。
- (委員)実際に塩田地域で活動を行っているNPO団体等がある。これらも入れていった方がよいとおもう。
- (委員)はっきりいって地域経営会議も地域自治組織もよくわからない。市の説明は抽象的で、実際に何を決め、何を行う団体なのか理解できないでいる。上田市の地域協議会の委員で、このことを理解している人が、はたしているのか疑問である。
- (委員)検討するための組織ということだが、そもそも「地域自治組織」がどんなことを決め、どんな事業を行う団体なのかわからないのに、その団体を検討する団体がどうだと言われてもまったくイメージがわからない。
- (委員)地域経営会議が地域自治組織に移行していくのか。地域協議会は、今後どうなっていくのか。
- (事務局)そもそも地域協議会が実行組織ではなく「審議会」であることが、この取組の発端なのです。
「地域自治組織」はその地域を代表する団体というイメージで、今の地域協議会のメンバー構成はそれに近いものがありますが、「審議会」という位置づけがあるために、自らの地域

に関する決定や、事業を主催することができません。加えて、市から委嘱された委員ということから、地域を代表するには選出自体に問題ありというところではあります。

しかし、他の地域協議会では、地域協議会の構成をもとに地域自治組織を立上げようという議論もあります。また、地域経営会議を主体に地域自治組織という議論もありますが、いずれも選択肢のひとつだとも思いますし、これら地域協議会の役割を含めてこれから議論していくところなのだと考えています。

(会長) 地域内分権の問題は、我々ももっと勉強しなければならないとおもっています。一日でどうこうするところではありませんので、何度か議論を重ね、協議会として意見を集約できたかと考えていますので、委員それぞれが持ち帰り、疑問に感じるところは事務局に聞き取り調査するなりして、次回以降議論していくこととしたいとおもいます。

・その他

地域情報

次回開催 平成24年11月15日(木)午後3時～

以上確認の上 15時 閉会した。

終了後 各専門委員会開催

塩田地域協議会資料
平成24年10月25日

	第1ステップ (H24～26)	第2ステップ (H27～29)	第3ステップ (H30～32)
住民自治組織の設置	[検討・調整期] 地域活動の受け皿、まちづくり補助・支援制度のあり方検討 ・地域協議会と地域の自治会、各種団体との情報交換や課題解決策等の検討の場(仮称「地域経営会議」)の設置 ・組織化に係る住民意向の把握・調整	[設立準備期] 住民自治組織の設立準備 ・分野別団体の組織化準備 実施 ・自治会地区連と諸団体の緩やかな連携	[設立推進期] 環境の整った地域から順次設置 ・モデル設置 拡大など

地域協議会と自治会等が連携したまちづくり推進組織(住民自治組織)の育成

「地域経営会議」の主な役割・内容

当面、地域協議会の役割を侵すことのないよう協議事項等の棲み分けを行いつつ、主に以下について取り扱うこととします。

- ・地域経営や地域づくりに関する基本方針の確認
- ・新たな住民自治組織の設置に向けた検討及び推進
- ・地域振興事業基金(持分基金)の活用方針の検討
- ・地域協議会が行う調査研究・提言事業の実施主体や具体化方策などの協議

(仮称)塩田地区地域経営検討会議 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「上田市塩田地区地域経営検討会議」(以下「検討会議」という)と称する。

(目的)

第2条 この検討会議は、上田市が推進する地域内分権に係る「地域自治組織」(以下「自治組織」という。)の設立に関し、塩田地域における自治組織の機能と役割について議論し、設立の可否を含め具体的な指針を定めることを目的とする。

(構成)

第3条 この検討会議は、次の団体により構成する。

- (1)地域コミュニティに関する団体 東塩田地区自治会連合会、中塩田地区自治会連合会、西塩田地区自治会連合会、別所温泉地区自治会連合会
- (2)地域振興に関する団体 東塩田振興会、中塩田振興会、西塩田振興会、別所温泉魅力創生協議会
- (3)地域教育に関する団体 塩田公民館分館長会、塩田平文化財保護協会
- (4)地域福祉に関する団体 上田市社会福祉協議会塩田地区会、上田市民生児童委員協議会(塩田地区協議会)
- (5)行政 塩田地域協議会、塩田地域自治センター、塩田公民館

(会議)

第4条 この検討会議の会議は、前条に掲げる各団体から選出された委員によって構成される本部委員会により行うものとする。

(役員)

第5条 検討会議に、次の役員を置く。

代表1名 副代表2名

2 代表は、本検討会議を代表し、本部委員会の座長をつとめる。

3 代表に事故あるときは、副代表がその職を代行する。

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選により選出する。

(その他)

第7条 この規約に定めがない事項について疑義が生じた場合は、本部役員会において協議し、決定するものとする。